

身体障がい者の方を介護する方が自動車を運転する場合の減免

身体障がい者等の方だけで構成される世帯の身体障がい者等の方が自動車を所有(取得)する場合、その世帯の身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方のために運転するときは、自動車取得税及び自動車税の減免を受けることができます。

次のことに留意してください。

- 「身体障がい者等の方だけで構成される世帯」とは次の世帯をいいます。
 - ・ 減免の対象となる障がいを有する方(身体障がい者の方)だけで構成される世帯(身体障がい者の方が単身で生活する場合を含みます。)
 - ・ 減免の対象となる障がいを有する方(身体障がい者の方)と、身体障害者手帳等の交付を受けている方で減免の対象とならない障がいを有する方だけで構成される世帯
- 自動車の所有者は、その世帯の身体障がい者等の方であればどなたでも構いません。
- 身体障がい者の方のために自動車を運転する方は、この場合の「身体障がい者の方を介護する方」に該当します。
- 身体障がい者の方を介護する方が、その身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のために、その身体障がい者の方を自動車に乗せて、おおむね週1日以上運転することを継続的に行うことが必要です。
- 身体障がい者の方1人につき自家用の自動車1台に限ります。

※ 「身体障がい者の方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免の申請手続は、次のとおりです。

なお、身体障がい者の方やご家族のこと、自動車の使用状況などをお聞きすることがありますので、減免の申請手続は身体障がい者の方又は身体障がい者の方を介護する方が行ってください。

はじめて申請するときの手続

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出(原本提示)してください。

1 自動車取得税減免・自動車税課税免除・減免申請書(提出)	
2 身体障害者手帳等(原本提示)	身体障がい者の方の確認のため
3 自動車運転免許証(介護する方のもの)(原本提示)	運転する方の確認のため
4 自動車検査証(原本提示)	自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため
(自動車を新しく取得する場合は自動車取得税・自動車税申告書を併せて提出)	
5 自動車税等に係る常時介護証明書(提出)	身体障がい者等の方だけで構成される世帯であること、自動車の運転者が身体障がい者の方を介護する方であること及び身体障がい者の方のためにおおむね週1日以上運転することを継続的に行っていることの確認のため

6 印鑑

※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求め場合があります。

※2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。詳しくは、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続

1 現況確認照会書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況確認照会書に対する回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 車検を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税納税証明書を同封しますので、継続検査又は構造等変更検査時に運輸支局に提出してください。

なお、運輸支局において自動車税の納税確認が電子的に行うことができるため、自動車税の納税証明書の提示を省略することができます。

3 自動車を入れ替えるとき

新たに取得した自動車について、減免の申請手続が必要です。

減免を受けることができる自動車は、身体障がい者の方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車の減免を受けるときは、自動車を登録した日から1か月以内に、移転登録や抹消の登録手続を行ってください。

なお、入れ替え前の自動車について移転登録をした場合は、入れ替え前の自動車税が1年分減免されますので、入れ替え後の新しい自動車の自動車税の減免は翌年度からとなります。

ただし、減免替えの申請を行った場合は、新たに取得した自動車の自動車税の減免を受けることができます。(今まで減免を受けていた自動車が月割で課税されます。)

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局、振興局又は道税事務所(以下「総合振興局等」といいます。)で新たに減免の申請手続をしてください。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

次の例のように、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

- ・ 身体障がい者等の方だけで構成される世帯ではなくなった。
- ・ 身体障がい者の方の通院、通学、通所又は生業のためにおおむね週1日以上の使用をしなくなった。